

秋田県町村共同利用型情報システムサービス  
提供業務に係る提案競技（公募型プロポーザル方式）  
説明書

秋田県町村電算システム共同事業組合

# 目次

1. 目的.....	2
2. 提案競技に付する事項.....	2
3. 参加資格 .....	3
4. 仕様書等の貸出.....	4
5. 提案書の提案事項及び提出方法等.....	4
6. 事業者の選定に関する事項 .....	6
7. その他.....	7

## 1 目的

秋田県町村電算システム共同事業組合（以下「本組合」という。）は、「秋田県町村共同利用型情報システムサービス」を発注し、組合構成町村が民間事業者からサービス提供を受けます。民間の高度な専門的知識やノウハウなどを活用した優れた提案を得るため、提案競技（公募型プロポーザル方式）により、受託事業者を選定します。

この説明書は、本委託業務の提案競技への参加資格、応募手続き、事業者の選定に関する事項などを示したものです。

なお、本説明書に記載された要件で実現できない要件がある場合は、代替案を必ず明記してください。また、契約段階において、提案を受けた内容等に変更があり得ることを予め了承していただきます。

## 2 提案競技に付する事項

### (1) 業務名

秋田県町村共同利用型情報システムサービス提供業務（以下「サービス提供業務」という。）

### (2) 秋田県町村共同電算システムイメージと調達領域

町村共同電算システムは共同化イメージ図（2ページ、図1参照）にあるように5領域に分けて分割調達しております。

本提案競技では①領域を調達範囲とします。

※「サービス提供業務」の内容については、「秋田県町村共同利用型情報システムサービス提供業務仕様書（以下、「仕様書」という。）」によります。（「4 仕様書等の貸出」を参照してください。）

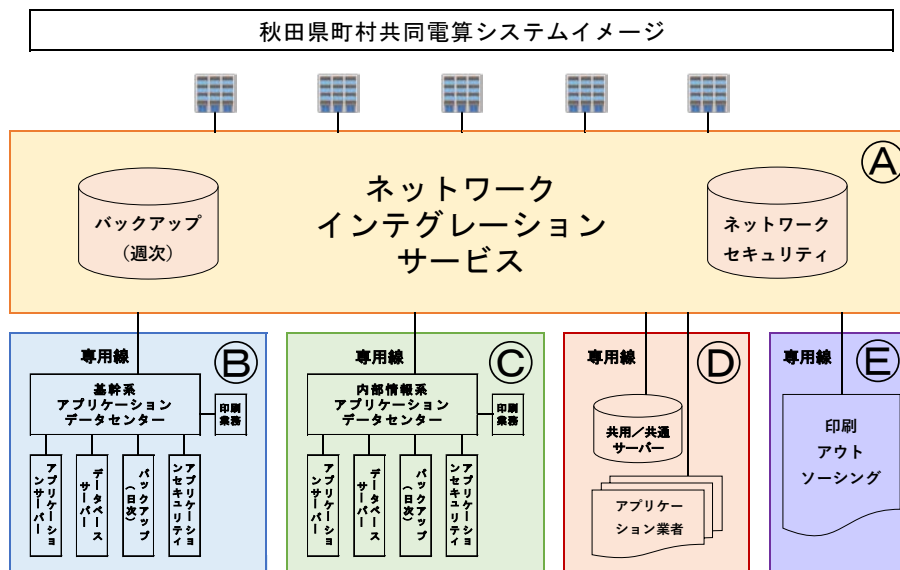


図1 共同化イメージ図

### (3) 契約期間等

- ① サービス提供業務の契約形態は、サービス提供委託契約とします。
- ② 見積額は、契約期間における総額を算出してください。（下記⑥の費用を除く。）
- ③ 優先交渉事業者選定結果後、選定された事業者との間において再度調達内容について検討、調整等を行い、契約金額を決定し、契約いたします。
- ④ 本契約期間は、令和3年4月（予定）から令和10年9月までとします。
- ⑤ 契約期間終了後は、契約期間中に契約の内容に適合しない事柄が発生しない限り、延長期間は本組合が決めることができることとし、契約期間終了後3年以内であれば何度でも更新できるものとします。
- ⑥ 延長期間における費用について、延長1年間のサービス利用料が、本契約期間中の1年間のサービス利用料を上回らないこととします。

### (4) 提供業務の内容

令和3年度から令和10年度までの調達内容については、以下に示すので、年度別経費等の提案の参考としてください。また、調達内容に必要な一切の機材については、サービス提供事業者が用意することとします。

#### ① 令和3年度（本番運用するまでの期間等）

- ・ 令和3年度からの稼働準備、データ移行、構築作業、稼働確認テスト、運用テスト、共同利用アプリケーションとの連携対応、試行運用（試行運用期間としては移行日の前日まで）等を行い、移行後は運用上の課題の分析及び解決方策の策定を行うこととします。また、仕様書の規定に基づき、提供業務の環境整備、運用体制整備、ネットワーク構築作業を合わせて実施することとします。

#### ② 令和3年度から令和10年度までの業務内容（本番運用期間）

- ・ この期間中のサービス運用、障害対応等を行ってください。
- ・ 令和3年10月1日から令和10年9月30日までの本番運用中は、令和3年度に作成するサービス提供業務の運用に係る各種作業手順等に基づき、サービスの運用を行っていただきます。
- ・ 本番運用期間中は、仕様書に規定された共同利用アプリケーションの手続き数、受付件数等の増加によって、基盤システムの性能が低下しないよう、必要に応じてシステム機能・ネットワーク機能の増強を行うこととします。また、基盤システムの増強に伴う運用体制の強化も合わせて行ってください。

## 3 参加資格

提案競技へ参加を希望する事業者は、本事業に参画する意欲があり、サービス提供を行うための十分なノウハウを備え、次の掲げる要件をすべて満たす事業者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない事業者であること及び秋田県及び本組合構成町村の指名停止期間中の事業者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない事業者であること。
- (3) ①領域の提案にあつては、平成25年4月1日以降に、国又は地方公共団体に対し、

主たる契約者として、次の実績を有する事業者であること。

- ① 平成25年度以降に東北管内において、国又は地方公共団体を主たる契約者として、ネットワークインフラストラクチャを構築及び運用した実績を有すること。
  - ② 会社として情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を継続して取得していること。
- (4) 複数事業者によるコンソーシアム形式等で提案する場合、上記(1)から(2)については、代表事業者及びすべてのグループ構成事業者が本要件を満たしていること。また、上記(3)については、業務実施事業者が本要件を満たしていること。

#### 4 仕様書の貸出

令和2年10月12日（月）15時から、事務局にて「サービス提供業務に係る仕様書等の提供に関する秘密保持誓約書」（別紙1）と引き換えに、電子媒体（CD-ROM 1枚）の仕様書の貸し出しを行うこととします。なお、電子媒体には必要書類や参考資料等も収められております。

※仕様書の内容について、関係者以外に漏れることのないよう注意してください。

#### 5 提案書の提案事項及び提出方法等

##### (1) 提案審査書類

提案競技へ参加する事業者は次の書類を提出してください。提案審査書類の提出は、応募企業者若しくはJV又は企業連合の代表企業が行ってください。（カッコ内の様式類については、「4 仕様書等の貸出」にて提供する電子媒体に収められております。）

- |  |             |
|--|-------------|
| ・事業者の概要（参加書類1）                               | 1 部         |
| ・事業実績（参加書類2）                                 | 1 部         |
| ・グループ構成事業者内訳書（参加書類3）                         | 1 部         |
| ・秋田県町村共同利用型情報システムサービス提供業務<br>提案提出書（別紙3）      | 1 部（押印すること） |
| ・提案書本文                                       | 15 部        |
| ・ネットワークインテグレーションサービス領域費用見<br>積書（別紙4）         | 1 部         |
| ・秋田県町村共同利用型情報システムサービス提供業務<br>提案価格年度別内訳書（別紙5） | 1 部         |

##### (2) 提案書の作成方法

A4判の用紙を用いて、縦置き又は横置きで片面左とじ横書きを原則とし、一番上に表紙、本文、別添資料という順番にしてください。（必要に応じてA3版折り込み可）

表紙の表題は「秋田県町村共同利用型情報システムサービス提供業務に係る提案書」とし、提案者の事業者名称（複数事業者によるコンソーシアム形式等で提案する場合は代表事業者名称）を適当な位置に記載してください。（資料内部に提案者の事業者名称は記載しないで下さい。）

##### (3) 提案事項

次の内容について提案を行ってください。

① 提案書本文

仕様書の項目分類に従って分かりやすく記述してください。

提案にあたっては、仕様書の要件について、すべてを満たしてください。

② 提案価格

「ネットワークインテグレーションサービス領域費用見積書」（別紙4）「秋田県町村共同利用型情報システムサービス提供業務提案価格年度別内訳書」（別紙5）に必要な事項を記載し、封筒に入れ密封し提出してください。また、算定根拠を明確にした詳細な内訳について添付してください。

各町村の移行後7年間総額の予定上限額（消費税抜き）は、

④ ネットワークインテグレーションサービス領域 3億4千万円（消費税抜き）

とし、これを超える場合は参加資格を満たしませんので、十分留意して提案してください。

③ その他

その他追加説明、特記が必要な場合は、適宜記載して差し支えありません。また、別添資料については、どの項目の別添資料であるのか、必ず分かるような記載をしてください。

(4) 提出方法

① 提案提出は所定部数を紙媒体にて事務局に持参してください。なお、提案提出書には、必ず代表者印を押印してください。

② 提案提出物を電子媒体（CD-ROM）に書き込んだものを1枚、同時に提出してください。パンフレット類等の紙媒体がある場合については、電子データ形式で提供可能であれば、電子データによる提供も併せてお願いします。

③ 電子媒体は、Word、Excel、PowerPointの2016以降の形式（マクロ不可）で作成し、ウイルスチェックを必ず行い、提出時にウイルス感染のないことを確認してください。

(5) 提出期限

令和2年11月6日（金）まで（閉庁日を除く）の9時から17時まで（12時から13時までを除く）とします。

(6) 質疑及び回答

① 質疑の提出方法

提案書を提出しようとする事業者で、質疑がある場合は、「秋田県町村共同利用型情報システムサービス提供業務に係る提案競技に関する質疑書」（別紙2）を作成し、電子メールにより事務局へ提出してください。

担当者：熊谷

メールアドレス：kumagai@akita-chosonkai.gr.jp

② 質疑受付期間

令和2年10月22日（木）17時事務局到着分までとします。

③ 回答方法

令和2年10月29日（木）までに電子メールにて回答します。

※本組合の判断により、すべての参加事業者に周知すべき回答は参加事業者すべてに送付します。

## 6 事業者の選定に関する事項

### (1) 選定の方法

1次審査と2次審査及び価格審査を行います。

#### ① 1次審査（書類審査）

本組合事務局が、本説明書に示した参加資格を満たす者が提出した提案書に対し、「秋田県町村共同利用型情報システムサービス提供業務提案項目配点」（参考資料4）に基づき評価を行い「1次評価点」を算出し、最も提案の優れている上位2社を選抜します。

#### ② 2次審査（プレゼンテーション審査）

本組合に設置した電算ワーキンググループ会議が1次審査を通過した2社のプレゼンテーションを評価します。

#### ③ 価格審査

本組合事務局が、提案された価格が予定上限額に対してどの程度の割合で提示されているかを評価します。

### (2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション

令和2年11月17日（火）13時から（説明40分、質疑応答20分）

会場：秋田県市町村会館（予定）※詳細については、後日通知します。

審査内容は「秋田県町村共同利用型情報システムサービス提供業務提案項目配点」（参考資料4）を参考とし、配点項目の順番で説明をしてください。

※プレゼンテーションは、プロジェクトマネージャーが行うことが望ましい。

### (3) 配点

審査配点は次のとおりです。

調達領域	1次審査	2次審査	価格審査	合計
	提案項目	プレゼンテーション	価格評価	
④領域	100	100	価格点	200+価格点

### (4) 審査結果

1次審査結果通知日：令和2年11月12日（木）

2次審査結果通知日：令和2年12月1日（火）

① いずれも電子メールにより通知したのち、選定された事業者に対しては採用通知書、選定されなかった事業者に対しては不採用通知書を郵送します。

② また、選定結果は、本組合事務局（秋田県町村会）のホームページ上にて公表します。

③ 不採用通知を受けた事業者は、通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、本組合に対して不採用の理由についての説明を求めることができます。

④ 本組合は、③により説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して

原則として7日以内に、当該説明を求めた事業者に対して、書面により回答するものとします。

## 7 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とし、日時は日本標準時（JST）、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとします。
- (2) 提案書類の作成及び提出に関する費用は、提案書を提出する事業者の負担とします。
- (3) 提案書類に虚偽の記載をした場合には、提案を無効とします。
- (4) 提案内容に基づき選考しますが、提案内容によりそのままサービス提供を受諾するとは限りません。また、契約金額については、採用決定後、採用された事業者との協議により別途決定いたします。
- (5) 提案競技において知り得た町村等並びに本組合の事業等の内容については、守秘義務を課します。
- (6) 提出された提案書類は返却いたしません。
- (7) 提出された提案書類は、提出者に無断で使用することはありません。



秋田県町村共同利用型情報システムサービス提供業務に係る資料類一覧

別紙 1	秋田県町村共同利用型情報システムサービス提供業務に係る仕様書等の提供に関する秘密保持誓約書
別紙 2	秋田県町村共同利用型情報システムサービス提供業務に係る提案競技に関する質疑書
別紙 3	秋田県町村共同利用型情報システムサービス提供業務 提案提出書
別紙 4	ネットワークインテグレーションサービス領域費用見積書
別紙 5	秋田県町村共同利用型情報システムサービス提供業務提案価格年度別内訳書

参加書類 1	事業者の概要
参加書類 2	事業実績
参加書類 3	グループ構成事業者内訳書

参考資料 1	ネットワーク構成図
参考資料 2	システム調達区分表
参考資料 3	秋田県町村電算システム共同利用型NW第4次LGWAN構成図
参考資料 4	秋田県町村共同利用型情報システムサービス提供業務提案項目配点

※上記の別紙 3～5・参加書類・参考資料は、仕様書貸出用CD-ROMに収められております。